



令和7年度第1回相模原地域地域医療構想調整会議 資料6

報告：相模原地域の病床整備事前協議について

目次

本資料は、昨年度、2か年で公募を実施することとした、相模原地域の病床整備事前協議についてご報告するものです。

- 1. 病床整備事前協議の目的について**
- 2. 昨年度の議論及びこれまでの経過**
- 3. 令和7年4月1日現在の既存病床数について**
- 4. 公募病床数、公募受付期間について**
- 5. 今後のスケジュール**

1. 病床整備事前協議の目的について

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、**病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備**を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的としている。
- **当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏**については、**必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施**する。

2. 昨年度の議論及びこれまでの経過

【公募の実施・公募病床数について】

- 公募に際しては、開設希望者に十分な検討期間を与えることが必要との観点からのご意見があったため、**令和6年度に公募の実施について予告を行った。**
- また、公募病床数は、既存病床数と基準病床数の差引等で決定されるが、**令和7年4月1日現在の既存病床数は、令和7年度7月頃に確定**となるため、**令和6年度時点の数値を参考に「公募する病床数の見込み」として予告を行った。**
- なお、今回のケースは、他地域の病床整備事前協議との関係で不具合が生じる可能性を考慮し、「試行」という位置づけで実施することとした。

【公募予定の病床機能について】

- 協議の結果、**相模原地域は「急性期及び回復期機能」**を募集することとし、県ホームページで**公募予定の病床機能の予告を行った。**

【配分の考え方について】

- **相模原市内にある既存の医療機関の増床を優先**とする。
- 次の事項等を踏まえ、総合的に配分を決定する。
 - ・ 地域における医療需要 **（高齢者救急に対応する病床を、必要性のある病床として優先する。）**
 - ・ 地域医療連携への貢献度等

3. 令和7年4月1日時点の既存病床数について

<療養病床及び一般病床>

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差 引	整備目標 病床数	差 引	介護医療院へ の転換分	差 引
	A	B	B'(B-A)	C	C'(B-C)	D	$\frac{B'+D}{C'+D}$
横 浜	25,209	23,217	△1,992	24,510	△1,293	183	△1,110
川崎北部	4,279	4,130	△149	設定なし		0	△149
川崎南部	3,658	4,590	932			0	932
相模原	6,389	5,910	△479			388	△91
横須賀・三浦	5,238	5,020	△218			0	△218
湘南東部	4,726	4,435	△291	4,550	△115	116	1
湘南西部	4,360	4,495	135	設定なし		52	187
県 央	5,229	5,324	95			44	139
県 西	2,678	2,914	236			228	464
合 計	61,766	60,035	△1,731			1,011	

Kanagawa Prefectural Government

※ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

4. 公募病床数、公募受付期間について

【公募病床数について】

- 令和7年4月1日現在の既存病床数が確定したため、前頁のとおり、相模原地域の公募病床数は91床となった。
- 相模原地域では令和7年4月1日現在で、**介護医療院へ388床の転換**があり、地域での協議の結果、**患者の受け皿が減少した訳ではない**ため、機械的に差し引きすると、**必要以上に病床を整備することになる**という考え方もあることから、介護医療院への転換分を除いた病床数を公募病床数とすることとした。
- 公募病床数については、昨年度の相模原地域の地域医療構想調整会議会長に確認を行った。

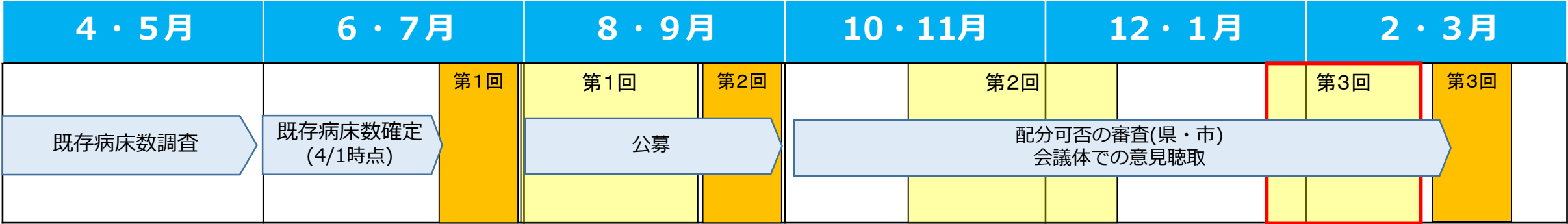
【公募受付期間について】

- 開設予定者に十分な検討期間が与えられたことから、令和7年8月1日～9月30日までの2か月間で受付

※公募病床数・公募受付期間については令和7年度第1回保健医療計画推進会議で協議済み

5. 今後のスケジュール

- 8月頃 第1回相模原地域地域医療構想調整会議
報告事項：公募病床数および公募受付期間について
- 8～9月 公募受付
- 公募後、配分可否を審査
 - ⇒ 第3回地域医療構想調整会議、第3回保健医療計画推進会議で意見聴取
 - ⇒ 第2回医療審議会（3月頃開催）への報告を経て、知事が審査結果を決定



【参考】令和7年度病床整備事前協議に向けて

- 病床数適正化支援事業に伴い削減された病床の取扱いについて
今後の病床整備事前協議においては、**本事業により削減した病床については、新たな配分を行わないことを含めて、削減病床の実態（例：非稼働病床であったかなど）を踏まえた上で、地域の意向を確認する。**
- 介護医療院への転換病床数の取扱いについて
 - ・ 第7次計画期間中の**経過措置が解除**され、令和6年4月以降は、**介護医療院への転換病床数（本県では1,011床分）を既存病床数にカウントしないこと**となった。
 - ・ **昨年度の病床整備事前協議を実施した地域**においては、**転換分を除いて公募病床数（=介護医療院に転換した病床数については公募しない）**とした。
今後この整理を基本としつつ、地域の意向を確認する。

※病床数適正化支援事業に伴い削減された病床数が、実際の既存病床数に反映されるのは令和8年4月1日からである。

- この支援事業は、**令和6年12月17日（国予算成立日）から令和7年9月30日までに病床（一般・療養・精神）の削減の届出等を行った場合、1床当たり約4,104千円を支給するもの。**

【施策の概要】

- 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援
(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給費金を支給する。
(交付額) 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円／床
休棟・休床中の病床を削減する場合も支給対象

【施策のスキーム図】



【参考】病床数適正化支援事業意向調査の結果

令和7年7月22日開催
第1回県保健医療計画推進会議資料を一部抜粋

- 本事業の実施に当たって、県内医療機関に対する活用意向調査を行った。国予算の配分に当たっては、意向調査で回答した病床数が、当該医療機関の支給対象の上限となるため、**各医療機関には、令和6年度末で想定された最大の削減希望病床数を回答するよう依頼**したところ、**1,569床分の活用意向**があった。

二次医療圏	医療機関数	削減病床数			(単位：床)
		一般病床	療養病床	精神病床	
横浜	21	255	0	141	合計128床
川崎北部	2	100	0	20	
川崎南部	4	150	1	0	
相模原	6	88	15	25	
横須賀・三浦	3	61	50	60	
湘南東部	2	21	13	0	
湘南西部	9	158	62	104	
県央	5	36	15	134	
県西	3	25	35	0	
計	55	894	191	484	

【参考】病床数適正化支援事業一次内示状況

令和7年7月22日開催
第1回県保健医療計画推進会議資料を一部抜粋

- 一次内示の対象となり得た医療機関については、3月実施の意向調査では想定の最大削減希望病床数での回答を依頼していたため、改めて**実際の削減病床数について調査**を行った結果、**合計352床の削減意向**を確認した。
- なお、令和7年6月27日付けの国からの二次内示については、精査中である。

(単位 床)

二次医療圏	再意向調査（国内示後）			
	医療機関数	削減病床数		
		一般病床	療養病床	精神病床
横浜	9	134	0	13
川崎北部	1	50	0	0
川崎南部	0	0	0	0
相模原	2	26	10	0
横須賀・三浦	1	0	0	0
湘南東部	0	0	0	0
湘南西部	2	71	0	0
県央	0	0	0	0
県西	2	13	35	0
計	17	294	45	13

説明は以上です。